

# 島根県報

平成23年11月8日(火)

第 2,340 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

## 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

(障がい福祉課) 2

保安林の指定の解除 (4件)

(森林整備課) 2

### 【正誤】

平成22年3月16日付け島根県報号外第41号中

(道路維持課)

# 告示

#### 島根県告示第726号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所 在 地	相处千万日
花田 卓也	小児科	松江市立病院	松江市乃白町32	平成23年10月27日
高吉 宏幸	神経内科	大田市立病院	大田市大田町吉永1428-3	平成23年10月27日
森 隆治	整形外科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成23年10月27日

#### 島根県告示第727号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浜田市金城町小国ハ405-3からハ405-5まで、ハ406-10からハ406-13まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### 島根県告示第728号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浜田市金城町小国ハ396-6、ハ398-4
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### 島根県告示第729号

森林法(昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項にお いて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浜田市金城町小国406-9
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 島根県告示第730号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項におい て準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所 浜田市金城町小国ハ396-5、ハ398-3
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

正

平成22年3月16日付け島根県報号外第41号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第189	鹿足郡津和野町中座イ	鹿足郡津和野町中座イ
	号の表中	271番1地先から同2196	271番1地先から同イ196
		番1地先まで	番1地先まで
		鹿足郡津和野町中座イ	鹿足郡津和野町中座イ
		2196番1地先から同町	196番1地先から同町鷲
		鷲原イ551番地先まで	原イ551番地先まで